【おまかせ運用約款新旧対照表】

※下線部変更

新	旧
第２条（定義） 本約款において用語の定義は、以下の各号に定めるところといたします。 １～２．　変更なし ３．口座区分（税区分） おまかせ運用口座においては、特定口座のほか、お客様が当社の証券口座内に少額投資非課税制度に基づいた少額投資非課税口座（以下「ＮＩＳＡ口座」といいます。）を開設した場合には、当該ＮＩＳＡ口座で運用管理することがあります。この場合の税区分のことを口座区分といいます。なお、おまかせ運用口座に係るＮＩＳＡ口座は、特定非課税管理勘定（以下「成長投資枠」といいます。）での取扱いといたします。 ４．口座区分の優先指示 ＮＩＳＡ口座を開設いただいたお客様がおまかせ運用口座への振替入金または同口座からの振替出金のご指示をいただく際、当該金額がどの口座区分に対する指示（買付または売却を意味します。）であるか、ご指定いただくことを優先指示といいます。なお、優先指示は、必ずしも当該指示をいただいた口座区分だけに対する取扱い指示ということではありません。 ５．おまかせ運用口座に係る同一営業日とみなす時間 おまかせ運用口座内において同一営業日とは、前営業日正午から当営業日正午前までをいいます。	第２条（定義） 本約款において用語の定義は、以下の各号に定めるところといたします。 １～２．（省略） ３．（新設） ４．（新設） ５．（新設）
第５条（おまかせ運用取引の管理） １．　変更なし ２．おまかせ運用口座においては、特定口座保管上場株式等またはＮＩＳＡ口座内の少額上場株式等として区分管理いたします。	第５条（おまかせ運用取引の管理） １．（省略） ２．（新設）
第８条（分配金等の処理） １．　変更なし ２．おまかせ運用口座におけるＮＩＳＡ口座区分で保管した投資信託から分配金等が発生した場合であっても、前項同様おまかせ運用口座へのお支払いは	第８条（分配金等の処理） １．（省略） ２．（新設）

【おまかせ運用約款新旧対照表】

※下線部変更

新	旧
いたしません。お客様の証券口座でお受取りいただきます。	
第10条（入金） １～２．　変更なし ３．ＮＩＳＡ口座を開設されたお客様がおまかせ運用口座への振替入金をご指示いただく場合には、当該入金額が特定口座またはＮＩＳＡ口座で運用を行うのか、口座区分の優先指示をいただきます。なお、ＮＩＳＡ口座を優先とご指示いただいた場合であっても、有価証券の買付に用いられなかったおまかせ運用口座のお預かり金は、おまかせ運用口座の運用のために入金された他の預かり金と合算し、以後の買付に用いられるものといたします。 ４．おまかせ運用口座への1回の入金額は、最低500円とし100円単位でご入金いただきます。 ５．お客様がおまかせ運用口座への振替入金のご指示を各営業日の正午前までに行っていただいた場合、振替入金の情報は当日お金のデザインへ連携され運用の対象といたします。 ６．おまかせ運用口座への振替入金依頼は、口座区分に関わらず、同一営業日（前営業日正午から当営業日正午前まで）であれば何度でもご指示いただけます。ただし、振替入金依頼の受付後の同取消はお受け出来ません。 ７．お客様からのおまかせ運用口座への振替入金は、次の場合ご指示をお受け出来ません。 (1)口座区分に関わらず、同一営業日とみなす日付を除き、その前営業日に振替入金依頼または振替出金依頼がある場合。 (2)おまかせ運用口座から全額振替出金依頼がある状況で、優先指示をＮＩＳＡとする振替入金依頼。 (3)ＮＩＳＡ口座を開設しているまたはＮＩＳＡ口座を開設したことがあるお客様が、既に同一営業日の振替出金依頼をされている場合。 ８．金銭の授受及び振替その他のおまかせ運用の運用のための当社への金銭の預け入れは、円貨に限定いたします。	第10条（入金） １～２．（省略） （新設） ３．（省略） ４．お客様がおまかせ運用口座への振替入金のご指示を各営業日の正午までに行っていただいた場合、振替入金の情報は当日お金のデザインへ連携され運用の対象といたします。 ５．おまかせ運用口座への入金依頼は、前営業日正午から当営業日正午まで（同一日とみなします。）の間に何回でもご依頼いただけます。ただし、振替入金依頼の受付後の同取消は出来ません。 （新設） ６．（省略）

【おまかせ運用約款新旧対照表】

※下線部変更

新	旧
第11条（出金）	第11条（出金）
１．　変更なし	１．（省略）
２．ＮＩＳＡ口座を開設されているお客様は、おまかせ運用口座からの振替出金依頼の際、特定口座またはＮＩＳＡ口座の出金の優先指示を指定いただきます。	（新設）
３．お客様がおまかせ運用口座で運用中の商品の一部または全額の振替出金を依頼された場合、出金依頼金額は証券口座へお預り金として入金いたします。	２．（省略）
４．おまかせ運用口座からの振替出金のご依頼は、同一営業日（前営業日正午から当営業日正午前まで）の間に１回といたします。なお、振替出金の依頼受付後の同取消はお受け出来ません。	３．おまかせ運用口座からの振替出金のご依頼は、前営業日正午から当営業日正午まで（同一日とみなします。以下、この条において同じ。）の間に１回といたします。なお、振替出金の依頼受付後の取消はお受けいたしません。
５．お客様からのおまかせ運用口座からの振替出金は、次の場合ご指示をお受け出来ません。 (1)口座区分に関わらず、同一営業日とみなす日付を除き、その前営業日に振替出金依頼または振替入金依頼がある場合。 (2)ＮＩＳＡ口座を開設しているまたはＮＩＳＡ口座を開設したことがあるお客様が、既に同一営業日の振替入金依頼をされている場合。	（新設）
６．おまかせ運用口座からの出金は、振替出金依頼の受付日から概ね６～８営業日（ファンド休業日を除く）後となります。	４．（省略）
（削除）	５．おまかせ運用口座からの一部振替出金を連日して依頼された場合、商品の性質上、前記４．に関わらず２回目のご依頼分の出金日は１回目の振替出金より日数を要する場合があります。
７．おまかせ運用口座からの一部振替出金依頼は、出金後のおまかせ運用残高の評価額が500円を下回る場合、お受けいたしません。	６．（省略）
８．ＮＩＳＡ口座をご利用したことが無いお客様が振替出金と同一営業日（前営業日正午から当営業日正午前まで）に振替入金をご依頼された場合、出金額と入金額は合計いたします。その結果、出金額が超過する場合、運用に回らない場合がございます。	７．振替出金と同一日（前営業日正午から当営業日正午まで）に振替入金をご依頼された場合、出金額と入金額は合計いたします。その結果、出金額が超過する場合、運用に回らない場合がございます。

【おまかせ運用約款新旧対照表】

※下線部変更

新	旧
９．お客様からご指示のあった優先指示の口座区分から振替出金の処理を行いますが、基準価額等の下落等により優先指示の口座区分残高が不足する場合には、優先指示以外の口座区分残高から充当する場合があります。	（新設）
10．お客様が証券口座からの出金を希望される場合は、おまかせ運用口座からの振替出金が成立した後に、お客様が事前にご登録くださったお客様ご自身の出金先金融機関の口座（以下「出金先銀行口座」といいます。）への出金額をご指示いただきます。	８．（省略）
第12条（ＮＩＳＡ口座に係る取扱い） １．ＮＩＳＡ口座優先指示により振替入金依頼をいただいた場合、証券取引口座におけるＮＩＳＡ利用可能額から当該入金額を減額いたします。 ２．ＮＩＳＡ利用可能額から減額した金額は、お金のデザインからの運用指図があるまで継続し、本約定することによりＮＩＳＡ利用額が確定します。 ３．お客様からＮＩＳＡ口座優先指示による振替入金依頼があった場合であっても、指定金額がＮＩＳＡ利用可能額を超えていた場合、超過した金額は特定口座で保管するものといたします。 ４．お客様からＮＩＳＡ口座優先指示による振替入金依頼をいただいた場合、それ以降、お金のデザインは、運用割合の見直しやリバランス等によりＮＩＳＡ口座区分を使用することが出来るものとします。 ５．お客様がＮＩＳＡ残高の全部をＮＩＳＡ口座優先指示により振替出金依頼を行った場合、以後のＮＩＳＡ口座での運用は利用しない旨ご指示いただいたものとして、リバランス等が発生した場合であってもＮＩＳＡ口座を利用しないものといたします。 ６．ＮＩＳＡ口座への優先指示の利用の停止（ＮＩＳＡ残高の全額指定による振替出金依頼）が行われた場合であっても、それ以降にＮＩＳＡ口座への優先指示による振替入金依頼があった場合には、これを解除する指示があったものとして取扱います。	（新設）

【おまかせ運用約款新旧対照表】

※下線部変更

新	旧
第 13 条（源泉徴収税相当額の徴収等） １．お客様の譲渡に係る特定口座損益計算は、おまかせ運用口座および証券口座の譲渡損益を通算して行い、源泉徴収税は証券口座で一括して精算いたします。なお、口座区分がＮＩＳＡ口座である場合は、譲渡損益は無かったものとして取扱います。 ２～３　変更なし	第 12 条（源泉徴収税相当額の徴収等） １．（省略） （なお、以下、新設） ２～３．（省略）
第 14 条（投資一任運用報酬の代行振替） １～２．　変更なし	第 13 条（投資一任運用報酬の代行振替） １～２．（省略）
第 15 条（報告書の交付） １～３．　変更なし	第 14 条（報告書の交付） １～３．（省略）
第 16 条（届出事項の変更） １～２．　変更なし	第 15 条（届出事項の変更） １～２．（省略）
第 17 条（口座区分の廃止） １．証券取引口座でＮＩＳＡ口座の廃止または金融機関変更等により特定非課税管理勘定等が廃止された場合、おまかせ運用口座に対し新たなＮＩＳＡ口座優先指示による振替入金依頼はご指示出来ません。 ２．ＮＩＳＡ口座の金融機関変更に伴う特定非課税管理勘定等の廃止の場合、既にＮＩＳＡ口座区分で保有する有価証券等はそのまま保管することが出来ます。 ３．お客様は、金融機関変更後であっても、ＮＩＳＡ口座区分での有価証券等残高がある場合は、優先指示により振替出金依頼をご指示いただけます。	（新設）
第 18 条(相続) １～２．　変更なし ３．当社は、おまかせ運用口座で運用する有価証券等をお金デザインの運用指図に従い現金化し証券口座へ振替出金いたします。ただし、お客様が保有する有価証券等の口座区分がＮＩＳＡ口座であった場合は、お客様のご逝去日に遡及して払出しがあったものとして取扱ったうえで、売却処分いたします。	第 16 条(相続) １～２．（省略） ３．（省略） （ただし、以下、新設）

【おまかせ運用約款新旧対照表】

※下線部変更

新	旧
第 19 条（お客様へのご連絡、ご報告） １～２．　変更なし	第 17 条（お客様へのご連絡、ご報告） １～２．（省略）
第 20 条（投資一任契約の解約後の分配金等の処理について） １～２．　変更なし	第 18 条（投資一任契約の解約後の分配金等の処理について） １～３．（省略）
第 21 条（事務処理の第三者への委託） １～２．　変更なし	第 19 条（事務処理の第三者への委託） １～２．（省略）
第 22 条（取引の停止） 変更なし	第 20 条（取引の停止） （省略）
第 23 条（解約） 変更なし	第 21 条（解約） （省略）
第 24 条（個人データの共同利用） 変更なし	第 22 条（個人データの共同利用） （省略）
第 25 条（約款の変更） 変更なし	第 23 条（約款の変更） （省略）
附則（2023 年 12 月 16 日変更） 第 10 条 7.(1)および第 11 条 5.(1)は、2023 年 12 月 16 日以降、お客様とのお取引に適用いたします。 附則（2024 年 1 月 27 日変更） 下記の条項は、2024 年 1 月 27 日以降、当社が少額投資非課税制度の取扱いを開始した後にお客様とのお取引に適用いたします。 第 2 条 3.～5.、第 5 条 2.、第 8 条 2.、第 10 条 3.、7.(2)(3)、第 11 条 2.、5.(2)、8.、9.、第 12 条、第 13 条 1.、第 17 条、第 18 条 3.	（新設）
以上	以上